

# 6

## 新規参入者のための就農準備チェックシート

### (1) 新規参入・就農準備チェックシート

このチェックシートは、農業で生計を立てることを前提として、農業に新規参入するにあたって必要な事項をチェックするものです。

これから情報収集や就農相談、農業体験等を行い、当てはまる項目を増やしていきましょう。

#### ① 就農に対する適性について

- 健康で体力には自信がある。
- 生き物（動物）が好きである。
- 単純作業もこつこつやることができる。
- 他人とのつき合いは苦にならない。
- オフィスでの事務作業より野外で体を動かすことが好き。
- 忍耐力にはかなり自信がある。

#### ② 新規参入についての意欲、動機、知識について

- 家族と一緒に生活や仕事がしたい。
- これまでに行った研修等から農作業の厳しさは体でわかっている。
- 新規参入をした経営者に会ったり、体験談を直接聞いたことがある。
- 農業は、自然災害や技術不足等により収穫が皆無（無収入）となる場合があるということを知っている。
- 農家以外の出身者が新たに農業をはじめるとは既存の生産基盤のある農家より厳しい状況であることはわかっている。
- 産業としての農業分野の経営者を目指している。

#### ③ 新規参入の事前準備状況について

- 新規参入に関する情報収集に力を入れている（相談窓口訪問、相談会参加、インターネットホームページ、情報誌等）。
- 家族が就農に同意している。
- 親戚が就農に同意している。
- どんな作物を作るのか（作物選択）意向が固まっている。  
（作物：\_\_\_\_\_）
- どこで農業をやるのか（就農希望地）意向が固まっている。  
（適地：\_\_\_\_\_）
- 就農希望地に出向き、集落の人等から直接話を聞いている。
- 自動車運転免許（普通免許以上）を所持している（ペーパードライバーでないこと）。
- 実際の就農までの準備事項および段取りは大筋理解している。

#### ④ 新規参入の準備状況について

- これまでに1年以上にわたり先進農家や農業法人等での本格的な研修を受けたことがあり（現在研修中を含む）、目指す農業（作物）の技術と知識は身につけている。
- 就農希望地で就農にあたって親身になって面倒を見てくれる人がいる。
- 農地を取得（購入または借入）するには法律にもとづいた許可と手続きが必要で一定の要件をクリアすることが必要であることを知っている。
- 営農のために用意できる自己資金額はある（生活費は含めないこと）。
  - 200万円以上 500万円未満
  - 500万円以上 1,000万円未満
  - 1,000万円以上 2,000万円未満
  - 2,000万円以上
- 営農資金が自己資金で足りず、融資制度を利用する場合、保証人になってくれる人がいる。（生計を別にする者）
- 経営についての一定の知識（複式簿記等）はある。
- 農産物の販売について自信がある（JAへの加入、マーケティング関連業務経験元の職場の同僚・知人・友人等のネットワーク活用）。

#### ⑤ 農村生活・就農後の生活について

- 営農資金の他に、当面の生活資金を用意している（営農のための自己資金は除く）。
  - 200万円以上 500万円未満
  - 500万円以上 1,000万円未満
  - 1,000万円以上 2,000万円未満
  - 2,000万円以上

△農業で生計を営む家族数

（大 人： \_\_\_\_\_人）

（子供・小学生以下： \_\_\_\_\_人）

（子供・中・高校生： \_\_\_\_\_人）

（子供・大学生他： \_\_\_\_\_人）

△1年間に必要な生活資金は、

（ \_\_\_\_\_円）

- 農業をするには、住居がアパートなどでは難しいことを知っている。
- 農地と住居が離れていると作業が不便であることを知っている。
- 農村で生活する場合、地域とのコミュニケーションの重要性を知っている。
- 農業に関わる共同作業や地域での役割が求められることを知っている。
- 生活資金を補うための農業関連の制度資金はないことを知っている。

## (2) 新規就農チェックリスト

### 就農面

#### ① 目指す農業経営は決まっている

- 作目は決まっている（どんな作目をつくるのか）。
- 経営タイプは決まっている（経営作目は単一か、複合か）。
- 栽培方法は決まっている（露地栽培か施設栽培か、通常栽培か有機栽培か）。
- 農作業に従事できる労働力と作目・経営タイプ・栽培方法の選択及び経営規模等が適正である（専門家の助言を受けた）。
- 作物名：\_\_\_\_\_・栽培方法\_\_\_\_\_・作型：\_\_\_\_\_・規模：\_\_\_\_\_a
- 農業従事者：\_\_\_\_\_人（該当者に○印：本人・夫・妻・父・母・祖父・祖母・子供）

#### ② 就農地の選定について

- 就農地での作目や栽培方法の選択が適正である。
- 選択作目の主産地で、生産技術の指導体制や生産物の出荷、販売体制が整備されており、新規就農者の受入支援も期待できる。
- 現地視察に際しては、1箇所は何度か足を運んでいる。
- 生活条件（町の中心地までの距離や道路・交通事情、学校や病院・商店までの距離等）の検討をした。
- 就農先の選定にあたっては、決定までに一度は家族と一緒に現地を視察している。
- 現地視察の際は、地域住民から積極的に、地域の状況について話を聞いている。
- 農地を確保（購入または借入）できる情報を就農地より得ている。
- 農地については、水源（水質等も含む）等が確保出来ることを確認している。
- 就農にあたって就農地に面倒をみてくれる人がいる。
- 住宅を確保する目途がたっている。
- 就農先の市町の行政等が農業外からの新規就農者の受入に積極的で、研修から就農までの支援体制が期待できる。

#### ③ 農地の取得と技術の習得について

- 取得を考えている農地については、農地法の許可要件①「農地全てについて耕作すること」がクリアできる。
- 取得を考えている農地については、農地法の許可要件②「農業経営に必要な農作業に常時従事すること」がクリアできる。
- 取得を考えている農地については、農地法の許可要件③「周辺の農地利用に悪影響を与えないこと」がクリアできる。
- 取得を考えている農地については、農地法の許可要件④「経営状況、通作距離等考慮して、効率的な農業経営であること」がクリアできる。
- 取得を考えている農地については、農地法の許可要件①～④全てがクリアできる。
- 借入の場合、10a当たりの賃借料を把握している。
- 生産技術は習得できている。また、就農後も技術的なサポートを受けられる。

#### ④ 資金の確保について

- 営農のために用意できる自己資金額はある。 (A : \_\_\_\_\_ 万円)
- 営農のために必要となる資金額の見込みはたっている。 (B : \_\_\_\_\_ 万円)  
(初期設備投資金と1年目の資材・材料費、農地の購入費等)
- 借入が必要な資金額 (B - A : \_\_\_\_\_ 万円) ある。
- 活用できる融資制度名と借入可能額な資金額は、  
◇制度名 ( \_\_\_\_\_ ) 借入金額 ( \_\_\_\_\_ 万円)  
◇制度名 ( \_\_\_\_\_ ) 借入金額 ( \_\_\_\_\_ 万円) ある。
- 保証人 (生計を別にする者) が必要な融資制度については、保証人が2名以上確保できる。(連帯保証人も含めて)

#### ⑤ 農業機械・施設の取得や営農計画について

- 農業機械・施設の取得 (購入や借入) の計画をたてている。
- 就農後の営農計画や販売計画をたてている。
  - 営農計画をたてている。
  - J A出荷を軸に販売計画をたてている。
  - 直売や個人宅配などによる販売を軸に考えている。
    - △ 流通・販売先は確保されている。
  - 生産から加工・販売まで行う多角経営を軸に考えている。
  - 有機農産物の生産・販売を行いたいと考えている。
    - △ 流通・販売先は確保されている。

### 生活面

#### ① 生活資金について

- 生活資金の確保を十分検討している。
  - 1年間ぐらいの最低生活費は確保している。
  - 2年間ぐらいの最低生活費は確保している。
- 借家の場合、農業収入が不十分でも家賃が確保できる。
- 子供がいるの場合、農業収入が不十分でも教育費が確保できる。
- サラリーマンの時には、税金や社会保険料などが給与から差し引かれていたが、前年の所得に応じて課税される住民税や国民年金保険料の徴収がサラリーマンをやめてからあることを承知している。

#### ② 生活・教育関係について

- 子供の学校や幼稚園の通学・通園に問題はない。
- 交通網や公共施設のチェックは済んでいる。
- 地域では人付き合いが濃密であり、営農のためにも地元の農家との付き合いが重要なので、積極的にコミュニケーションを図ることができる。

### (3) 市町への就農・移住時の諸手続等チェックリスト

#### ① 新住居の住所確認について

- 住所・地番を正確に把握している。
- 最寄りの公共施設や交通機関等の確認をしている。
- 転出・転入挨拶状またはメールを送付している（1ヶ月以内に）。

#### ② 農業関係機関等への連絡通知について

- 地元JAへの組合員加入届（出資金の払い込み）は提出している。
- 関係する各種生産部会等の加入手続きはしている。
- 農地を取得（購入・借入）する場合の手続き（農業委員会の許可が必要）はしている。

#### ③ 諸届け・通知について

##### ア ライフライン関係について

- 電気（電力会社営業所へ転入通知、使用開始日時等の通知）
- ガス（ガス供給会社、またはJA等（プロパン購入）に連絡）
- 水道（市町の担当課へ転入通知、使用開始日時等の通知）
- 固定電話（電話会社へ転入通知、使用開始日時等の通知）

##### イ 住所変更関係について

- 住民票（転入後14日以内に市町の担当部署へ転入届提出）
- 所得証明（転入後必要となることがあるので、前居住地の役所で取っておく）
- 運転免許証（警察署・交通安全協会へ住所変更届け）
- 郵便局（最寄りの郵便局へ住所変更届専用はがき有り）
- 自治会（区・組）（自治会長・区長・組長等へ転入挨拶・通知）

##### ウ 保険関係について

- 国民健康保険（転入後14日以内に市町役場の担当署所へ届出）
- 国民年金（転入後14日以内に市町役場の担当部署へ届出）
- 自賠責保険（契約保健会社・特約店へ住所・連絡先等変更通知）
- 失業保険（受給中の方は、住民票・印鑑・受給資格者票・名前が変わる場合は戸籍抄本をもって、最寄りの公共職業安定所に次の認定日の前日までに届出）

##### エ 保育園・学校関係の転入の準備等について

- 幼稚園・保育園は市町役場の担当部署に問い合わせ。
- 小学校・中学校は市町の教育委員会に問い合わせ。